

お客様各位



令和8年7月28日
中ノ郷信用組合

電子交換所における手形交換の終了に伴う手形割引の取扱いについて

いつも、中ノ郷信用組合をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

さて、政府および金融界が推進する「手形・小切手機能の全面的な電子化」により、令和9年4月以降は電子交換所における手形交換が行えなくなります。

これにより、手形割引については、非常に限定的な取扱い¹となります。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

¹ 「非常に限定的な取扱い」とは、そもそも、信用組合の根拠法たる「中小企業等協同組合法」で信用組合が必ず行わなければならない事業が定められており、その中（第9条の8第1項第2号）において「組合員のためにする手形の割引」として規定されております。このため、銀行等が実質的に手形の発行を取りやめ事実上手形の割引ができなくなったとしても、法律上信用組合として取りやめる旨の表記ができないことから、このような表記になります。